

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二六号)(衆議

院送付)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、教育委員会は、その指定する学校(以下「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができることとすること。なお、市町村教育委員会が、県費負担教職員の存する学校を指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県教育委員会に協議しなければならぬこととすること。

二、学校運営協議会の委員は、指定学校の所在する地域の住民、指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命するものとする。

三、指定学校の校長は、指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならないこととすること。

四、学校運営協議会は、指定学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べ

ることができることとする。

五、学校運営協議会は、指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、その任命権者に対して意見を述べることができる（その職員が県費負担教職員であるときは、市町村教育委員会を経由する。）

こととし、任命権者は、その意見を尊重するものとする。

六、教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、指定を取り消さなければならないこととする。

七、指定学校の指定及び指定の取消の手續、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定めるものとする。

八、この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。